

令和5年4月26日

第2回多度津町議会臨時会会議録

1、招集年月日 令和5年4月26日(水) 午前9時00分 開議

1、招集の場所 多度津町役場 議場

1、出席議員

1番	藪 乃理子	2番	氏家 法雄
3番	大平 恭大	4番	藪内 真由美
5番	門 秀俊	6番	兼若 幸一
7番	中野 一郎	8番	金井 浩三
9番	小川 保	10番	古川 幸義
11番	隅岡 美子	12番	村井 勉
13番	渡邊 美喜子	14番	尾崎 忠義

1、欠席議員

なし

1、地方自治法第121条の規定による出席者

町 長	丸尾 幸雄
副 町 長	岡部 登
教 育 長	三木 信行
会計管理者	山下 佐千子
町長公室長	山内 剛
総務課長	泉 知典
政策観光課長	土井 真誠
税務課長	西山 政有紀
住民環境課長	石井 克典
高齢者保険課長	松浦 久美子
健康福祉課長	冨木田 笑子
建設課長	三谷 勝則
建設課主幹	喜田 浩希
産業課長	村井 崇一
消防長	青木 孝一
教育総務課長	竹田 光芳
生涯学習課長	谷口 賢司

1、議会事務局職員

事務局長	森 泰憲
書 記	前原 成俊

1、審議事項

別紙添付のとおり

開会 午前9時00分

議長（村井 勉）

改めましてお早うございます。

議員各位におかれましては、何かとご多忙の中、ご参集を頂き有難うございます。ただ今より令和5年第2回多度津町議会臨時会を開催致します。

開会に先立ちまして、町長よりご挨拶があります。丸尾 町長。

町長（丸尾 幸雄）

皆さん、お早うございます。

もう若葉青葉香る新緑の季節へと季節は移行しているということを肌で感じてるこの頃ですけども、ただ、ここ何日かの間、気温が少し下がったり、また雨が降りたりということで、実は私も少し風邪気味なところがあって、いつもは声も皺がれ声でお聞き苦しい中ではありますが、まだちょっと声が皺がれになっているということ。お聞き苦しいところがあるかと思いますが、どうかお許しを頂きたいと思えます。

そういう中で、本日は令和5年第2回の臨時議会に議員の皆様、全員の皆様にご出席を頂きまして、有難うございます。

今日の議案は、専決処分が3件、それから補正予算案が1件であります。

どうか皆様方の忌憚のないご意見を頂戴致しまして、有意義な臨時会となりますこと、そして皆様方によって議決を頂きますことをお願いを申し上げまして、議会の冒頭のご挨拶とさせていただきます。

今日はどうかよろしく、お願い致します。

議長（村井 勉）

ただ今、出席議員は14名であります。

よって、地方自治法第113条の規定により、令和5年第2回多度津町議会臨時会は成立を致しました。

これより、第2回臨時会を開会致します。

本日の議事日程は、配付のとおりであります。

日程第1. 会議録署名議員の指名を行います。

多度津町議会会議規則第125条の規定により、6番、兼若 幸一 君、13番、渡邊 美喜子 君を指名致します。

日程第2. 会期の決定を議題と致します。

お諮り致します。

第2回臨時会の会期は、本日1日間と致したいと思えますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって、会期は本日 1 日間と決定致しました。

日程第 3. 議案第 1 号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）を議題と致します。

タブレット端末の準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。

税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

お早うございます。

それでは議案第 1 号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。よろしくお願い致します。

このたびの改正は「地方税法等の一部を改正する法律」（令和 5 年法律第 1 号）、「地方税法施行令の一部を改正する政令」（令和 5 年政令第 132 号）、「地方税法施行規則等の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省令第 36 号）、「地方税法施行規則の一部を改正する省令」（令和 5 年総務省令第 37 号）が、本年 3 月 31 日にそれぞれ公布されたことに伴い、令和 5 年 4 月 1 日を施行日とする改正内容が含まれますことから本町の税条例の一部改正が必要となり、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、本年 3 月 31 日付で専決処分を行いましたので、同条第 3 項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

今回の主な改正内容でございますが、まず 1 つ目は、個人住民税関係でございます。令和 6 年度から「森林環境税」の課税が開始されます。

これは、日本における温室効果ガス排出削減目標の達成や災害防止等を図るため、森林整備に必要な地方財源を安定的に確保する観点から平成 31 年度税制改正において創設されることとされ、関係法令が整備されております。

この森林環境税は、国内に住所を有する個人を納税義務者として課する「国税」で、税額は年額 1,000 円とされ、その賦課徴収は市町村が住民税と併せて行うこととなっております。

この森林環境税の施行に伴い、関係法令の改正に係る条文の整備を行うものでございます。

2 つ目は、軽自動車税関係でございます。

環境性能割の税率区分の見直し、及び排出ガス性能及び燃費性能の優れた軽自動車の税率の特例措置（いわゆるグリーン化特例）の特例期限を延長するものでございます。その他、関係法令の改正に伴う条文の整備も含まれた内容のものでございます。

それでは新旧対照表を用い、主な改正点についてご説明させていただきます。

アンダーラインの箇所が改正部分で、右側の欄が改正前、左側の欄が改正後でござい

ます。

また、条例改正による施行日は改正附則に定めてありますが、条文ごとに施行日が異なりますことから条文ごとの説明とさせていただきます。

それでは、タブレットの3ページ下段から4ページをご覧ください。第34条の9は「配当割額又は株式等譲渡所得割額の控除」に関する規定で、森林環境税の導入に伴い地方税法施行令が改正され、還付規定並びに充当規定について、その改正に併せて規定の整備を行うものです。

施行日は、令和6年1月1日であります。

4ページ中段から6ページをご覧ください。第36条の3の2は「個人の町民税に係る給与所得者の扶養親族等申告書」に関する規定で、給与所得者の扶養親族等申告書の記載事項の簡素化について第2項に追加するもので、それに伴い、第3項から第6項までの項ズレによる整備を行うものでございます。

施行日は、令和7年1月1日であります。

6ページ下段をご覧ください。第38条は「個人の町民税の徴収の方法等」に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、第3項において、その賦課徴収の方法については、町民税の均等割に併せて賦課徴収するものとする規定の改正及び字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

7ページ中段をご覧ください。第41条は「個人の町民税の納税通知書」に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、納税通知書に記載すべき納付額に森林環境税を追加する規定の改正及び字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

7ページ下段から11ページをご覧ください。第44条は「給与所得に係る個人の町民税の特別徴収」に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する給与所得に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

11ページ中段をご覧ください。第46条は「給与所得に係る特別徴収税額の納入の義務等」に関する規定で特別徴収納入書の様式の追加に伴う改正及び字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

第47条は「給与所得に係る特別徴収税額の普通徴収税額への繰入れ」に関する規定で、森林環境税の導入に伴う字句の整備及び第2項において給与所得に係る特別徴収の方法が普通徴収に切り替えされる場合に生じる過誤納金の還付・充当については、還付を受ける者が市町村に対し、納付納入することを委託したとみなすことを規定するものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

13 ページ上段をご覧ください。第47条の2は「公的年金等に係る個人の町民税の特別徴収」に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、特別徴収の方法により徴収する公的年金等に係る所得割額及び均等割額に森林環境税額を含む旨を規定する改正及び字句の整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

14 ページ下段をご覧ください。第47条の6は「年金所得に係る特別徴収税額等の普通徴収税額への繰入れ」に関する規定で、森林環境税の導入に伴い、第47条の給与所得者に係る改正と同様、字句の整備及び還付・充当について規定するものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

16 ページ中段の第48条は「法人の町民税の申告納付」に関する規定、18 ページ上段の第50条は「法人の町民税に係る不足税額の納付の手続」に関する規定で、いずれも納付書の様式の追加に伴う改正及び字句の整備を行うものでございます。

施行日は、いずれも令和5年4月1日であります。

18 ページ下段をご覧ください。第82条は「種別割の税率」に関する規定で、ミニカー及び特定小型原動機付自転車のいずれの要件にも該当するものについて、ミニカー区分から特定小型原動機付自転車（いわゆる電動キックボード）を除外するものでございます。

施行日は、令和5年7月1日であります。

19 ページ下段の第98条は「たばこ税の申告納付の手続」に関する規定、21 ページ中段の第101条は「たばこ税に係る不足税額等の納付手続」に関する規定で、いずれも納付書の様式の追加に伴う改正でございます。

施行日は、いずれも令和5年4月1日であります。

22 ページ上段をご覧ください。附則第8条は「肉用牛の売却による事業所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、課税の特例の適用期限を令和6年度から令和9年度までに延長するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

22 ページ下段の附則第10条は「読替規定」に関する規定で、法律改正による条文の削除に伴う改正でございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

23 ページ中段から26 ページをご覧ください。附則第10条の2は「法附則第15条第2項第1号等の条例で定める割合」に関する規定で、固定資産税の「わがまち特例」を定めるもので、法律改正に伴う条文の削除・項ズレの整備及び第23号において大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額措置として、工事完了年の翌年度の固定資産税額について特例措置の割合を3分の1と定めるものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

26 ページ上段をご覧ください。附則第10条の3は「新築住宅等に対する固定資産税の減額の規定の適用を受けようとする者がすべき申告」に関する規定で、大規模の修繕等が行われたマンションに対する減額措置の申告に関する規定及び項ズレの整備を行うものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

28 ページ上段をご覧ください。附則第15条の2は「軽自動車税の環境性能割の非課税」に関する規定で、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

28 ページ中段の附則第15条の2の2は「軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例」に関する規定で、旧規定の削除に伴い、「附則第15条の2の2」を「附則第15条の2」に改めるとともに不正を行ったメーカーに対し、納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に改正するものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

28 ページ下段の附則第15条の6は「軽自動車税の環境性能割の税率の特例」に関する規定で、臨時的軽減措置に係る規定を削除するものでございます。

29 ページ中段から34 ページをご覧ください。附則第16条は「軽自動車税の種別割の税率の特例」に関する規定で、排出ガス性能及び燃費性能の優れた軽自動車の税率の特例措置（いわゆるグリーン化特例）の特例期限について、第2項及び第3項において75%軽減及び50%軽減に係る車両については「令和8年3月31日まで」、第4項において25%軽減に係る車両については「令和7年3月31日まで」、延長する規定の改正でございます。併せて法改正の整備に伴う項ズレ等の改正を行うものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

34 ページ中段の附則第16条の2は「軽自動車税の種別割の賦課徴収の特例」に関する規定で、不正を行ったメーカーに対し、納税不足額を徴収する際に加算する割合を「100分の10」から「100分の35」に改正、及び項ズレの整備を行うものでございます。

施行日は、令和6年1月1日であります。

35 ページ上段をご覧ください。附則第17条の2は「優良住宅地の造成等のために土地等を譲渡した場合の長期譲渡所得に係る町民税の課税の特例」に関する規定で、課税の特例の適用期限を令和5年度から令和8年度までに延長するものでございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

36 ページ下段をご覧ください。附則第24条は「新型コロナウイルス感染症等に係る寄附金税額控除の特例」に関する規定で、このたびの法律改正に伴う字句の整備でございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

最後に本改正条例の附則と致しまして、37 ページ下段から第1条として「施行期日」、38 ページ上段から第2条として「町民税に関する経過措置」、第3条として「固定資産税に関する経過措置」、39 ページ上段から第4条として「軽自動車税に関する経過措置」について、それぞれ定めるものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第1号、専決処分の承認について（多度津町税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りします。議案第1号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「議長」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

古川 幸義 君。

議員（古川 幸義）

10番、古川 幸義でございます。

今回の税条例の改定に伴いまして、本町の森林環境税の該当者数及び該当面積をお伺いしたいと思います。

税務課長（西山 政有紀）

ただ今の古川 議員のご質問に対する答弁をさせていただきます。

森林環境税の対象は住民税の均等割の課税人員と同様になりますので、現時点で概ね1万1,500人となります。その均等割の人数とほぼ同人数と見込んでおります。面積に關しましては、うちの方で持ち合わせてございませんので、申し訳ありませんが、ちょっと調べておりません。以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第1号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第4. 議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

それでは、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）が本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町都市計画税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が、本年4月1日からの施行日となりますことから多度津町都市計画税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

この改正は、議案第1号、多度津町税条例の一部改正で、ご説明致しました固定資産税と同様に「わがまち特例」について、このたびの法律改正に伴う条文の改正・整備を行うものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

タブレットの3ページ下段から4ページをご覧ください。附則第3項及び第4項、附則第13項は、いずれも法律改正に伴う適用条文の項ズレによる改正でございます。

施行日は、令和5年4月1日であります。

4ページ下段から本改正条例の附則と致しまして、第1項として「施行期日」を第2項及び第3項として「経過措置」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第2号、専決処分の承認について（多度津町都市計画税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。
ここでお諮りします。議案第2号について、委員会の付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

（「質疑なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

質疑なしと認めます。

これをもって、質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これより、議案第2号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第5. 議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。税務課長、西山 君。

税務課長（西山 政有紀）

それでは、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の提案説明をさせていただきます。

このたびの改正は、地方税法等の一部を改正する法律（令和5年法律第1号）及び地方税法施行令の一部を改正する政令（令和5年政令第132号）が本年3月31日に公布されたことに伴い、多度津町国民健康保険税条例の所要の改正を行うものでございます。

改正内容が本年4月1日からの施行日となりますことから多度津町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、本年3月31日付で専決処分を行いましたので、同条第3項の規定により報告し、議会の承認を求めるものでございます。

改正の主な内容は、国民健康保険税について被保険者の負担の適正化を図るため、「後期高齢者支援金等課税額」に係る課税限度額を引き上げる一方、中間所得層の負担軽減措置における軽減所得判定基準額の算定額を引き上げるものでございます。

それでは、新旧対照表を用い、ご説明させていただきます。

3 ページ下段をご覧ください。第2条は「課税額」に関する規定で、第3項において後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額を現行の20万円から22万円に引き上げるものでございます。

4 ページの第21条は「国民健康保険税の減額」に関する規定で、今回の課税限度額の引上げに伴う所要の改正を行うもので、4 ページ下段の第2号において5割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の28万5千円から29万円に、5 ページ下段の第3号において2割軽減の対象となる世帯の軽減判定所得の算定において、被保険者の数に乗すべき金額を現行の52万円から53万5千円にそれぞれ基準額を見直す改正でございます。

6 ページ中段の第21条の2は「特例対象被保険者等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定。7 ページ下段の第22条の2は「特例対象被保険者等に係る申告」に関する規定で、第22条の2で「その他の特例対象被保険者等であることの実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知」と改正されたことに伴い、併せて第21条の2の規定の整備を行うものでございます。

8 ページ上段から17 ページにかけて、附則第2項は「公的年金等に係る所得に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第3項は「上場株式等に係る配当所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第4項は「長期譲渡所得に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第6項は「一般株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第7項は「上場株式等に係る譲渡所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第8項は「先物取引に係る雑所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第9項は「土地の譲渡等に係る事業所得等に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第12項は「条約適用利子等に係る国民健康保険税の課税の特例」、附則第13項は「条約適用配当等に係る国民健康保険税の課税の特例」に関する規定で、いずれもこのたびの改正に併せて規定の整備を行うものでございます。

最後に本改正条例の附則と致しまして、17 ページに第1項として「施行期日」を第2項として「適用区分」をそれぞれ規定するものでございます。

以上、誠に簡単な説明でございますが、議案第3号、専決処分の承認について（多度津町国民健康保険税条例の一部改正）の説明とさせていただきます。

よろしくご審議賜りますよう、お願い申し上げます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りします。議案第3号について、委員会の付託を省略したいと思います。

これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

これに対する該当者人数がどの位かと減額した金額は、およそどの位になるのかの質問を致します。よろしくお願ひします。

税務課長(西山 政有紀)

ただ今の尾崎議員のご質問について、答弁をさせていただきます。

今回の改正による税額が増える方の対象人数の見込みでございますが、令和4年度ベースの所得で57世帯見当と見込んでおります。2万円の引上げに57世帯が加わりますので、114万円程度の税としては増収を見込んでおります。それに伴い、軽減判定対象人数の見込みでございますが、5割軽減世帯が10世帯程度、2割軽減世帯が19世帯程度増えると見込んでおります。これを軽減額を算出しますと年間67万円から68万円程度の税の減収と見込んでおります。

以上、簡単ではございますが、尾崎議員のご質問に対する答弁とさせていただきます。

議長(村井 勉)

他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

(「討論なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第3号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、承認することにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、承認することに決定致しました。

日程第6. 議案第4号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第1号）を議題と致します。

タブレットの準備は、よろしいでしょうか。

提案者の提案理由の説明を求めます。総務課長、泉 君。

総務課長（泉 知典）

お早うございます。

それでは、議案第4号、令和5年度多度津町一般会計補正予算（第1号）について提案説明を申し上げます。

第1条は、既定の歳入歳出予算の総額92億2,800万円に歳入歳出それぞれ1億6,090万円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ93億8,890万円とするものでございます。

この度の補正予算は、新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金活用事業費等を増額補正するものです。

歳出における主な増額補正は民生など、歳入における増額補正は国庫支出金、繰入金となっております。

それでは、「歳入歳出補正予算事項別明細書」により、ご説明申し上げます。

14ページをお開き下さい。款2. 総務費は4万8千円の増額補正により13億7,957万8千円に改めるもので、項1. 総務管理費、目1. 一般管理費の増額でございます。

16ページをお開き下さい。款3. 民生費は1億6,085万2千円の増額補正により31億2,657万3千円に改めるもので、内訳として項1. 社会福祉費、目1. 社会福祉総費1億4,806万8千円、項2. 児童福祉費、目1. 児童福祉費1,278万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

続いて、歳入についてご説明申し上げます。

10ページにお戻り下さい。款14. 国庫支出金は1億6,085万2千円の増額補正により10億7,199万1千円に改めるものでございます。項2. 国庫補助金の増額でございます。

内訳としては、目1. 総務費国庫補助金1億4,806万8千円、目3. 民生費国庫補助金1,278万4千円をそれぞれ増額するものでございます。

12ページをお開き下さい。款18. 繰入金は4万8千円の増額補正により6億460万4千円に改めるもので、項2. 基金繰入金、目2. 財政調整基金繰入金の増額でございます。

以上によりまして、歳入歳出の予算総額92億2,800万円に1億6,090万円を追加し、93億8,890万円に改めようとするものでございます。

以上、よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。提案説明とさせていただきます。

議長（村井 勉）

これをもって、提案者の提案理由の説明を終わります。

ここでお諮りします。議案第4号について、委員会の付託を省略したいと思います。
これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

ご異議なしと認めます。

これより、質疑を開始致します。

(「議長」と呼ぶ者あり)

議長(村井 勉)

尾崎 忠義 君。

議員(尾崎 忠義)

11ページの新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金とその下の子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金、子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費補助金などについて詳細を報告をお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。

議長(村井 勉)

歳入の方。

議員(尾崎 忠義)

失礼しました。歳出ですね。済みません。失礼しました。17ページの電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業費と子育て世帯生活支援特別給付金支給事業費の内訳を教えてくださいと思います。どの位になるのか。

健康福祉課長(冨木田 笑子)

尾崎議員のご質問に答弁をさせていただきます。

まず、電力・ガス・食料品等価格高騰緊急支援給付金事業の内訳でございますが、この事業につきましては、先ほど総務課長からありましたように新型コロナウイルス感染症対応地方創生臨時交付金の中から今回、エネルギー・食料品価格等の物価高騰の影響を受けた生活者・事業者に対し、国が電力・ガス・食料品の重点支援地方交付金を増額して支給するものでございます。こちらの事業内容につきましては、低所得世帯支援枠として、1世帯当たり3万円を基礎として算定致しております。これは非課税世帯に対する支給でございます。それに加えまして、推奨メニューと致しまして、物価高騰の影響を受けた者に対し、効果的と考えられるメニューを市町独自で検討するものでございますが、これを利用して低所得の1世帯当たり1万円を上乗せして4万円を支給する事業でございます。さらに、この支援枠の対象とならない均等割のみ課税世帯につきましても今回対象を広げまして、推奨メニューと致しまして4万円の支給をする事業でございます。予算の内訳と致しまして、主なものの中で委託料と致しまして366万9,000円がございます。これは、コールセンターを業務委託致します。今回、前年度、令和4年度の同じ事業がありましたが、これを参考に前回3名のスタッフをお願いしておりましたが、今回、前回の実績がございますので、1名減として2名分

を計上させて頂いております。支給給付金と致しましては、前回の令和4年度の実績、非課税世帯2,480世帯と被扶養者のみの世帯220世帯に新たに均等割課税世帯を825世帯と見込みまして3,525世帯分、1億4,100万円を計上致しております。

続きまして子育て世帯生活支援特別給付金支給事業でございます。こちらにつきましても食費等の物価高騰に直面し、特に影響を受ける低所得の子育て世帯に対して特別給付金を支給する事業でございます。こちらの事業も令和4年度に同事業を同じく行っておりますので、そちらの実績を基に算出しております。主な予算額としまして、委託料としてシステム改修業務委託料が40万円。給付金と致しまして令和4年度の実績191人と今回新たに家計急変で申請があると見込まれます40人。合わせまして231人分、1世帯当たり5万円ですので、1,155万円を計上致しております。

以上、答弁とさせていただきます。

議長（村井 勉）

他にございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ないようですので、これをもって質疑を終結致します。

これより、討論に入ります。

（「討論なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

討論なしと認めます。

これをもって、討論を終結致します。

これより、議案第4号についてを採決致します。

本案は原案のとおり、可決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

議長（村井 勉）

ご異議なしと認めます。

よって本案は原案のとおり、可決することに決定致しました。

以上をもちまして、本臨時会に付議されました案件の審議は全て終了致しました。

これをもって、令和5年第2回多度津町議会臨時会を閉会致します。

ご協力有難うございました。

閉会 午前9時48分

以上、会議の次第を記載して、その相違ない旨を証するためここに署名捺印する。

令和5年4月26日
第2回多度津町議会臨時会

議 長

議 員

議 員

事務局長

書 記